
3章 計画の理念・方針・施策

- 3.1 本計画の基本理念
- 3.2 施策メニュー
- 3.3 数値目標と評価方法
- 3.4 実施体制

3.1 本計画の基本理念

3.1.1 本計画の基本理念

- ☑ 3.1.1 では、当地域の公共交通の課題を踏まえて、目指すべき公共交通の姿として本計画の基本理念を示します。

【十勝地域公共交通計画の基本理念】 十勝地域の階層的な基礎圏域を支える 広域交通ネットワークの持続性・利便性の確保

- ☑ 十勝地域は、「中核都市」である帯広市－各町村の「市街地」－農業生産や観光を支える「生産空間」という3つの階層からなる基礎圏域が形成されています。
- ☑ 広域交通は、これらの階層を繋ぐ生活の足として重要な位置づけにあります。
- ☑ 利用減少が続く中でこれらの交通サービスを維持していくためには、利便性向上による利用者の確保とともに、利用ニーズを踏まえたサービスの最適化を進めることで持続性を確保することが重要です。
- ☑ これらを踏まえて、上記に示す内容を本計画の基本理念に設定します。

※生産空間：「生産空間」とは、農林水産・観光に関わる場のこと、北海道総合開発計画（第8期）に位置づけられた新たな概念です。北海道において、農業・漁業の生産は主に地方部で行われ、また、観光資源・地域資源も地方部に広く分布しています。（再掲）

3.1.2 本計画の基本方針

- ☒ 3.1.2 では、当地域の公共交通の課題を踏まえて、基本理念の実現に向けた本計画の基本方針を示します。
- ☒ 併せて、当地域における交通ネットワークの考え方を示します。

(1) 本計画の基本方針

☒ 基本方針① 広域移動ニーズを支える広域交通ネットワークの持続性確保

- ▶ 沿線自治体が適切な支援を行い、支えるべき路線／サービスレベルを明確化します。
- ▶ バスダイヤや経路の見直し等サービスの最適化により、広域交通ネットワークの持続性を確保します。
- ▶ 広域交通ネットワークを支えるために必要な対策を地域が一体となって進めます。
- ▶ バス・タクシーの運転手確保の取組を進めます。

☒ 基本方針② シームレス化やデジタル化による広域交通の利便性向上

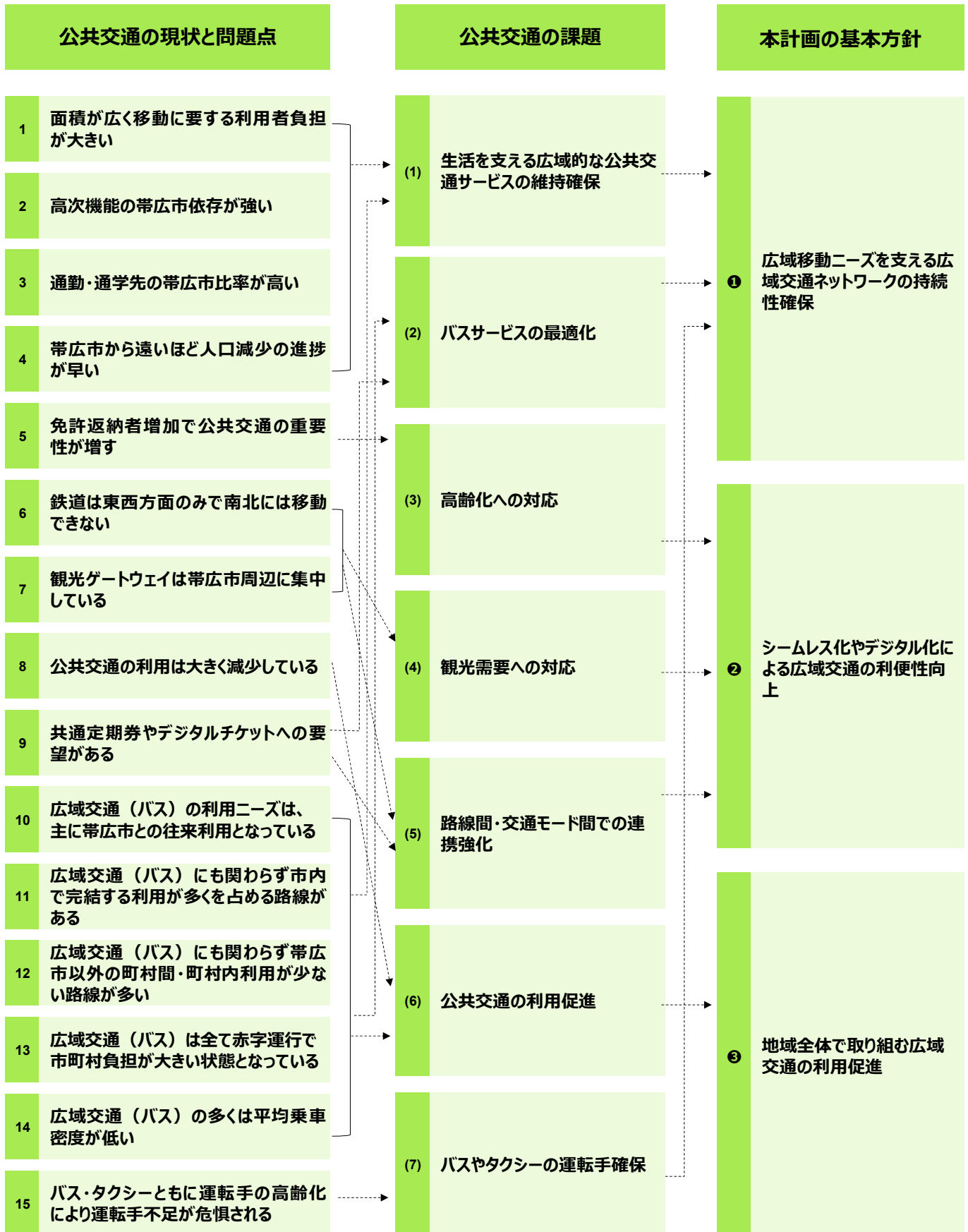
- ▶ 各路線間や他モード間、コミュニティ交通との乗継強化など乗降時や乗継時におけるシームレス化を進めます。
- ▶ デジタル技術の活用により、サービスの利便性向上を図ります。
- ▶ MaaS（トカチケ）の継続等による利便性向上を図ります。

☒ 基本方針③ 地域全体で取り組む広域交通の利用促進

- ▶ 各種キャンペーンや利用助成による広域交通の利用促進を図ります。
- ▶ モビリティ・マネジメント（※）等による広域交通の利用意識醸成を図ります。

※モビリティ・マネジメント：公共交通のメリットについて情報提供や体験機会創出等により、社会的にも個人的にも望ましい移動手段選択（過度なクルマ利用からの脱却など）へと誘う公共交通利用促進の取組の総称のことです。運賃割引等の報酬や罰則を与えるなどではなく、個人が自ら行動変容を起こすようにする点がポイントとなります。

(2) 問題点・課題と施策の関係性

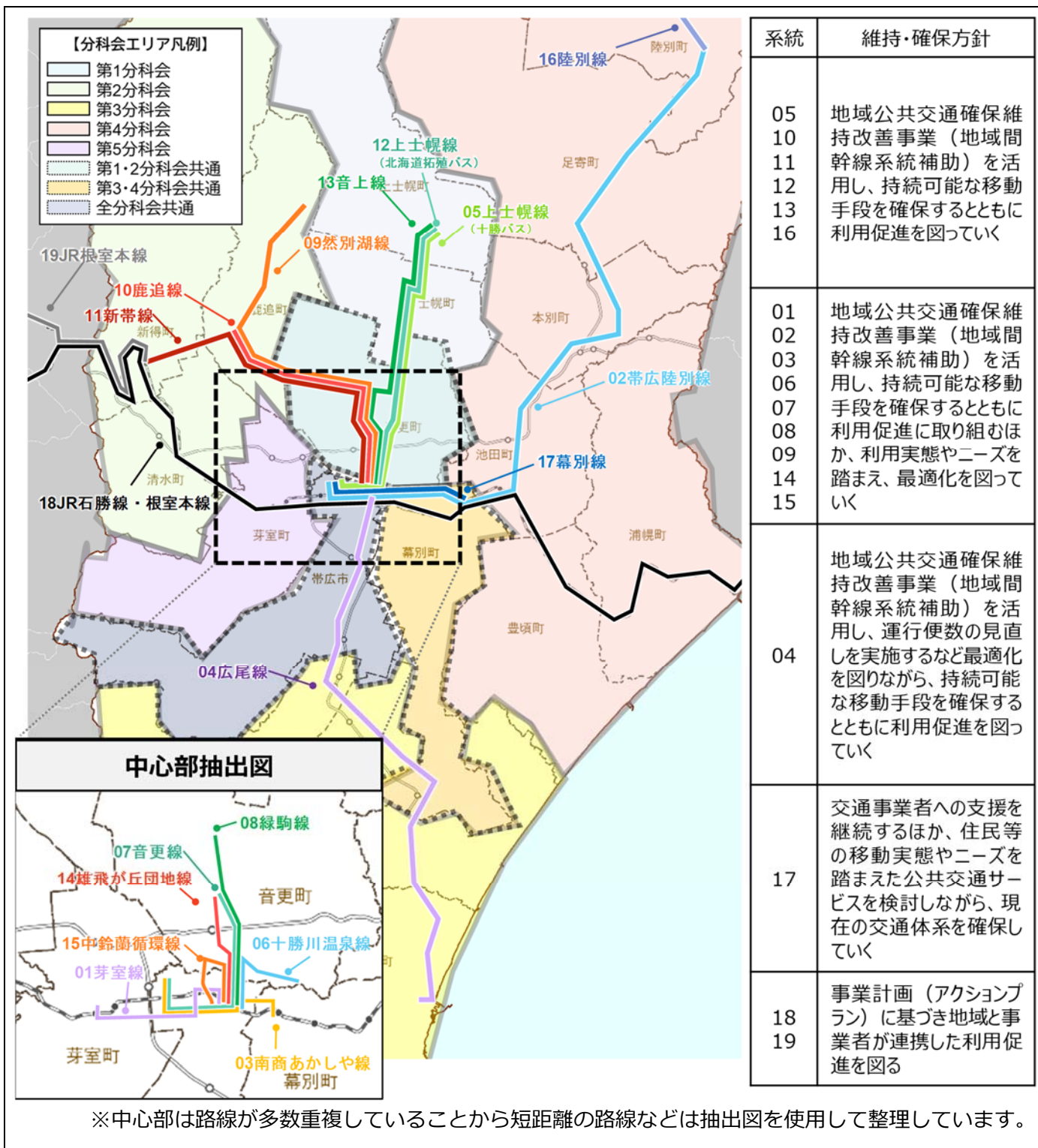


(3) 当地域における交通ネットワークの考え方

☒ 計画の目標の達成に向けて、当地域において広域の交通ネットワークを担うバス路線や鉄道について、以下のとおり維持・確保の方針を示します。

| (※別表) 路線の対応方針 | | | | | |
|---------------|----------------------|--------|-----|------------|---|
| 路線区分 | 路線名 | 平均乗車密度 | | 輸送量 (人) | 対応方針 |
| | | H31 | R3 | | |
| 地域間 幹線系統 | 01 芽室線 | 5.6 | 3.7 | 23.3 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく |
| | 02 帯広陸別線 | 4.3 | 3.1 | 25.7 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく |
| | 03 南商あかしや線 | 6.4 | 4.6 | 43.2 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく |
| | 04 広尾線 | 4.0 | 3.7 | 46.6 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、運行便数の見直しを実施するなど最適化を図りながら、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進を図っていく |
| | 05 上士幌線 （十勝バス） | 5.8 | 4.0 | 29.2 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進を図っていく |
| | 06 十勝川温泉線 | 3.2 | 2.3 | 17.9 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく |
| | 07 音更線 | 5.5 | 5.2 | 119.6 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく |
| | 08 緑駒線 | 4.2 | 3.4 | 13.6 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく |
| | 09 然別湖線 | 4.3 | 2.8 | 10.6 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく |
| | 10 鹿追線 | 5.1 | 3.4 | 11.9 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進を図っていく |
| | 11 新帯線 | 5.0 | 3.0 | 10.5 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進を図っていく |
| | 12 上士幌線 （北海道拓殖バス） | 5.0 | 4.2 | 20.5 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進を図っていく |
| | 13 音上線 | 5.0 | 4.5 | 15.3 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進を図っていく |
| | 14 雄飛が丘団地線 | 3.5 | 1.8 | 28.0 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく |
| | 15 中鈴蘭循環線 | 3.7 | 2.6 | 25.7 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく |
| | 16 陸別線 （北海道北見バス） | 4.0 | 3.0 | 19.8 | 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進を図っていく |
| 広域生活 交通路線 | 17 幕別線 | 5.3 | 3.4 | 10.2 | 交通事業者への支援を継続するほか、住民等の移動実態やニーズを踏まえた公共交通サービスを検討しながら、現在の交通体系を確保していく |
| 鉄道 | 18 JR 石勝線・根室本線 | — | — | — | 事業計画（アクションプラン）に基づき地域と事業者が連携した利用促進を図る |
| | 19 JR 根室本線 | — | — | — | 事業計画（アクションプラン）に基づき地域と事業者が連携した利用促進を図る |

※16 陸別線の維持・確保の方針及び施策等については、北海道オホーツク地域等公共交通計画で検討される路線です。



図：十勝地域における交通ネットワークの考え方

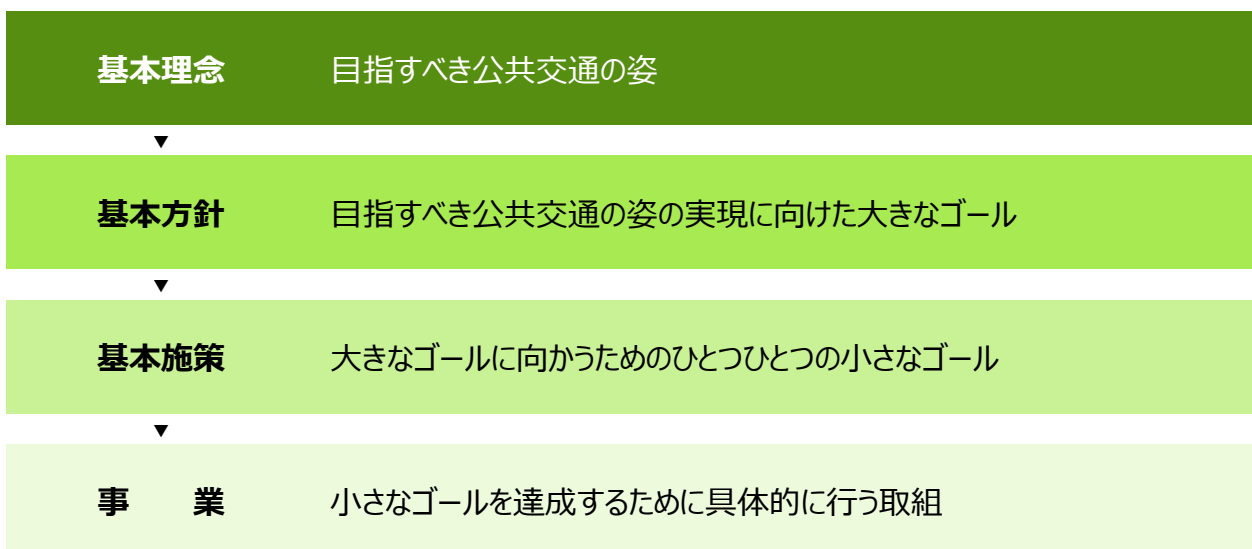
3.2 施策メニュー

3.2.1 基本施策について

- ☒ 3.2.1 では、本計画の基本理念と基本方針に基づいて、目指すべき公共交通の姿を実現するために実施する基本施策を示します。
- ☒ 基本施策は、3.1.2 に示される基本方針のいずれかに紐づけて設定し、基本施策の推進にあたって実施する事業内容について示します。

(1) 理念・方針・施策・事業の位置づけ

- ☒ 以下に、本計画の基本理念・基本方針・基本施策・事業の位置づけを示します。



(2) 基本施策と事業のメニュー一覧

☑ 以下に、本計画の基本施策と事業メニューの一覧を示します。

| 基本方針 | 基本施策 | 事業 |
|-----------------------------|-------------------------------|---|
| 広域移動ニーズを支える広域交通ネットワークの持続性確保 | ① 広域移動ニーズを支える公共交通の確保に向けた検討・実施 | ①広域移動に係る利用実態の調査、分析 ----- ②移動サービスの最適化に向けた検討、実施 ----- ③地域ニーズを踏まえた移動手段の調査、研究 |
| | ② バス・タクシー運転手の確保 | ①バス・タクシー運転手の業務や魅力の発信 ----- ②人材確保の取組 |
| シームレス化やデジタル化による広域交通の利便性向上 | ③ 乗継シームレス化によるサービスの利便性向上 | ①幹線交通、広域交通と生活圏交通の連携強化 ----- ②交通結節点へのアクセス性向上 |
| | ④ デジタル技術活用による利便性向上 | ①情報発信や支払い方法の高度化の検討 ----- ②Wi-Fi等のデジタル設備の導入 ----- ③MaaSの継続的推進 |
| 地域全体で取り組む広域交通の利用促進 | ⑤ 公共交通の利用促進活動の実施 | ①モビリティ・マネジメントの実施 ----- ②公共交通利用促進活動の実施 |

3.2.2 基本施策と事業の内容

☒ 3.2.2 では、本計画の基本施策と事業の内容詳細についてそれぞれ示します。

施策① 広域移動ニーズを支える公共交通の確保に向けた検討・実施

| | | | | | | |
|--------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目的等 | 広域移動に係る利用実態を把握するとともに、地域ニーズを踏まえた移動手段の最適化に向けた検討をはじめとした持続可能な広域交通ネットワークの確保に向けた取組を進めます。 | | | | | |
| 取組概要 (事業) | ①広域移動に係る利用実態の調査、分析 ②移動サービスの最適化に向けた検討、実施 ③地域ニーズを踏まえた移動手段の調査、研究 | | | | | |
| 取組主体 | 国、道、市町村、交通事業者 | | | | | |
| 取組内容 | <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 先行事例の情報提供、施策の実施に向けて必要な助言等 <p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域移動に係る利用実態に係るデータ収集、分析 ■ 分科会体制による移動サービスの最適化に向けた検討、関係者間の調整 ■ 観光地や空港アクセス、高規格道路を活用した快速化など地域ニーズを踏まえた移動手段の調査、研究 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村内の生活圏交通の確保 ■ 分科会体制による移動サービスの最適化に向けた検討 ■ 観光地や空港アクセス、高規格道路を活用した快速化など地域ニーズを踏まえた移動手段の調査、研究 <p>【交通事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域移動に係る利用実態などのデータ提供 ■ 分科会体制による移動サービスの最適化に向けた検討 ■ 観光地や空港アクセス、高規格道路を活用した快速バスなど地域ニーズを踏まえた移動手段の調査、研究 ■ 貨客混載サービスの導入など更なる収益確保に向けた調査、研究 | | | | | |
| スケジュール | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">令和5(2023)年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">令和6(2024)年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">令和7(2025)年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">令和8(2026)年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">令和9(2027)年</td> </tr> </table> | 令和5(2023)年 | 令和6(2024)年 | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 |
| 令和5(2023)年 | 令和6(2024)年 | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | | |
| 事業① | <p>広域移動に係る利用実態の調査、分析</p> | | | | | |
| 事業② | <p>移動サービスの最適化に向けた検討、実施</p> | | | | | |
| 事業③ | <p>地域ニーズを踏まえた移動手段の調査、研究</p> | | | | | |

施策② バス・タクシー運転手の確保

| | | | | | | | |
|----------------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目的等 | 公共交通の運行に必要なバス運転手等を確保するため、運転手の業務について魅力発信を行うとともに、中長期的な運転手確保に向けた取組を検討するなど、人材確保に努めます。 | | | | | | |
| 取組概要 (事業) | ①バス・タクシー運転手の業務や魅力の発信 ②人材確保の取組 | | | | | | |
| 取組主体 | 国、道、市町村、交通事業者 | | | | | | |
| 取組内容 | <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■先行事例の情報提供、施策の実施に向けて必要な助言等 <p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■バス運転手等の業務内容や魅力についての情報発信 ■バス運転手体験合同説明会の実施 ■中長期的な運転手確保に向けた新たな取組の検討、実施 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■運転手確保に向けた交通事業者への協力、広報活動の実施 ■中長期的な運転手確保に向けた新たな取組の協力 <p>【交通事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■運転手確保に向けた主体的な取組の実施 ■大型二種免許等の資格取得支援制度などの人材確保の取組推進 ■バス運転手体験合同説明会の実施、広報活動の実施 | | | | | | |
| スケジュール | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%; text-align:center;">令和5(2023)年</td> <td style="width:20%; text-align:center;">令和6(2024)年</td> <td style="width:20%; text-align:center;">令和7(2025)年</td> <td style="width:20%; text-align:center;">令和8(2026)年</td> <td style="width:20%; text-align:center;">令和9(2027)年</td> </tr> </table> | | 令和5(2023)年 | 令和6(2024)年 | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 |
| | 令和5(2023)年 | 令和6(2024)年 | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | | |
| 事業① | <p>バス・タクシー運転手の業務や魅力の発信</p>  | | | | | | |
| 事業② | <p>人材確保の取組</p> <p>(合同説明会等既存の取組)</p>  <p>(中期的な運転手確保に向けた新たな取組)</p>  | | | | | | |

施策③ 乗継シームレス化によるサービスの利便性向上

| | | | | | |
|-----------------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| <p>目的等</p> | <p>広域移動の利便性を向上させるため、交通モード間の乗継時間の改善や交通結節点へのアクセス性向上を図ります。</p> | | | | |
| <p>取組概要 (事業)</p> | <p>①幹線交通、広域交通と生活圏交通の連携強化 航空機や鉄道、都市間バスといった幹線交通や市町村内の広域交通と生活圏交通の乗継シームレス化に向けて、運行ダイヤの調整を図ります</p> <p>②交通結節点へのアクセス性向上 帯広駅前バスターミナルや道の駅おとふけ、その他の鉄道駅、大型商業施設等へのアクセス性強化に向けて、ニーズ調査の実施や経路変更の可能性等を検討します</p> | | | | |
| <p>取組主体</p> | <p>国、道、市町村、交通事業者</p> | | | | |
| <p>取組内容</p> | <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 先行事例の情報提供、施策の実施に向けて必要な助言等 <p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通結節点における運行ダイヤの最適化に関する関係者間の調整 ■ 交通モード間、事業者間の連携に向けた調整 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村内の生活圏交通の運行ダイヤの調整及び経路変更の可能性の検討 ■ 待合環境整備の検討（随時） <p>【交通事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 乗降データの提供、運行ダイヤの検討 | | | | |
| <p>スケジュール</p> | <p>令和5（2023）年</p> | <p>令和6（2024）年</p> | <p>令和7（2025）年</p> | <p>令和8（2026）年</p> | <p>令和9（2027）年</p> |
| <p>事業①</p> | <p>幹線交通、広域交通と生活圏交通の連携強化</p> | | | | |
| <p>事業②</p> | <p>交通結節点へのアクセス向上</p> | | | | |

施策④ デジタル技術活用による利便性向上

| | | | | | |
|--------------|---|------------|------------|------------|------------|
| 目的等 | 利用者の利便性向上を図るため、重複路線の共通時刻表を作成するほか、乗車中の快適性向上に向けてバス車内でのフリーWi-Fiの導入を進めるとともに、情報発信や支払い方法の高度化や、MaaSの継続的推進に取り組めます。 | | | | |
| 取組概要 (事業) | ①情報発信や支払い方法の高度化の検討 ②Wi-Fi等のデジタル設備の導入 ③MaaSの継続的推進 | | | | |
| 取組主体 | 国、道、市町村、交通事業者 | | | | |
| 取組内容 | <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 先行事例の情報提供、施策の実施に向けて必要な助言等 <p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報提供やキャッシュレス化など支払い方法の高度化の検討 ■ MaaS「トカチケ」の継続的推進 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 通学定期助成や高齢者に対する無料バス券交付等に関する情報の発信 ■ MaaS「トカチケ」の継続的推進、生活圏交通におけるMaaSの検討、実施 ■ 住民に対する公共交通の時刻表等の情報発信 <p>【交通事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 重複路線の共通時刻表の作成 ■ 路線バスへのWi-Fi等のデジタル設備の導入 ■ MaaS「トカチケ」等のデジタル技術を活用したチケットの販売 | | | | |
| スケジュール | 令和5(2023)年 | 令和6(2024)年 | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 |
| 事業① | <p>情報発信や支払い方法の高度化の検討</p> <p>取組内容検討 → 取組の実施</p> | | | | |
| 事業② | <p>Wi-Fi等のデジタル設備の導入</p> <p>導入検討 → 段階的な導入 → 段階的な導入 → 段階的な導入 → 段階的な導入</p> | | | | |
| 事業③ | <p>MaaSの継続的推進</p> <p>実施 → 実施 → 実施 → 実施 → 実施</p> | | | | |

【トカチケ (Tokaticket)】

十勝地域公共交通活性化協議会が主体となり、十勝地域における公共交通機関の利用促進に向けて、十勝管内の路線バスが乗り放題となる「ビジットトカチパス」や、観光施設等の利用料金がセットになった交通旅行商品を作成し販売する取組であり、順次、商品を拡大していく予定となっています。



施策⑥ 公共交通の利用促進活動の実施

| | | | | | |
|----------------------|---|------------|------------|------------|------------|
| 目的等 | ゼロカーボンに関する取組など脱炭素施策との連携を意識し、地域住民に対して、ライフスタイルに応じたモビリティ・マネジメントを実施することで、公共交通機関を利用する意識醸成を図るとともに、公共交通の利用促進キャンペーンや乗り方教室の実施などの利用促進活動に取り組みます。 | | | | |
| 取組概要 (事業) | ①モビリティ・マネジメントの実施 ②公共交通利用促進活動の実施 | | | | |
| 取組主体 | 国、道、市町村、交通事業者 | | | | |
| 取組内容 | <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 先行事例の情報提供、施策の実施に向けて必要な助言等 <p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ モビリティ・マネジメントに係る情報収集及び水平展開の実施 ■ 公共交通利用促進活動（トカチケ・ノーカード等）の実施 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ モビリティ・マネジメントの検討、実施（児童向けの乗り方教室など） ■ 公共交通利用促進活動の実施、協力 ■ 自動車運転免許返納者への特典付与 ■ 通学定期助成や高齢者に対する無料バス券交付等の住民への支援の検討、実施 <p>【交通事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通利用促進活動（トカチケ・ノーカード等）の実施、協力 ■ モビリティ・マネジメントの検討、実施 ■ 企画乗車券の検討、実施 | | | | |
| スケジュール | 令和5（2023）年 | 令和6（2024）年 | 令和7（2025）年 | 令和8（2026）年 | 令和9（2027）年 |
| 事業① | モビリティ・マネジメントの実施 | | | | |
| 事業② | 公共交通利用促進活動の実施 | | | | |

3.2.3 施策の検討・推進体制

- ☑ 当協議会では、十勝総合振興局管内を5つの地域に分け、各地域毎に分科会を設置し、各分科会毎に、対象路線に係る施策の検討・推進を行っていきます。

| 区分 | 構成市町村・団体 | 対象路線 |
|-------|--|--|
| 第1分科会 | 帯広市、音更町、土幌町、上土幌町、 十勝バス株式会社、北海道拓殖バス株式会社、 十勝総合振興局 | 5.上土幌線（十勝バス） 6.十勝川温泉線（十勝バス） 7.音更線（十勝バス） 12.上土幌線（北海道拓殖バス） 13.音上線（北海道拓殖バス） ※ぬかびら線（十勝バス） |
| 第2分科会 | 帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、 北海道拓殖バス株式会社、十勝総合振興局 | 8.緑駒線（北海道拓殖バス） 9.然別湖線（北海道拓殖バス） 10.鹿追線（北海道拓殖バス） 11.新帯線（北海道拓殖バス） 14.雄飛が丘団地線（北海道拓殖バス） 15.中鈴蘭循環線（北海道拓殖バス） 18.JR 石勝線・根室本線 19.JR 根室本線 |
| 第3分科会 | 帯広市、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、 広尾町、十勝バス株式会社、十勝総合振興局 | 4.広尾線（十勝バス） |
| 第4分科会 | 帯広市、幕別町、池田町、豊頃町、 本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、 十勝バス株式会社、十勝総合振興局 | 2.帯広陸別線（十勝バス） 3.南商あかじや線（十勝バス） 17.幕別線（十勝バス） 18.JR 石勝線・根室本線 |
| 第5分科会 | 帯広市、芽室町、十勝バス株式会社、 清水町※オブザーバー、十勝総合振興局 | 1.芽室線（十勝バス） 18.JR 石勝線・根室本線 ※清水帯広線（十勝バス） |
| その他 | 北見市、訓子府町、置戸町、陸別町、 北海道北見バス株式会社、 オホーツク総合振興局 | 16.陸別線（北海道北見バス） |

※ぬかびら線と清水帯広線は、地域間幹線系統及び広域生活交通路線に該当しないため本計画の対象路線ではありませんが、一体的な検討が望ましいと考えられることから、分科会の検討対象路線に位置づけています。

3.3 数値目標と評価方法

3.3.1 評価指標及び数値目標

- ☑ 3.3.1 では、3.2 で示した施策メニュー及び事業を計画的に推進していくための評価指標及びその数値目標を示します。
- ☑ 数値目標の測定は、毎年度実施し、計画期間中における目標の達成状況を継続的にモニタリングしていきます。

(1) 評価指標と数値目標

| 評価指標 | 単位 | 現況値 | 目標値 | 目標設定の基準 |
|-------------------------|----|------------|------------|-------------|
| | | 令和 3(2021) | 令和 9(2027) | |
| ①住民等の広域交通の利用者数 | 千人 | 1,519 | 1,725 | ②の増加に合わせて算出 |
| ②公的資金が投入されている公共交通事業の収支率 | % | 36.9 | 41.9 | 年 1%改善 |
| ③公共交通への公的資金投入額 | 千円 | 700,486 | 700,486 | 維持 |

※評価の対象路線は、本計画の対象路線のうち地域幹線系統 16 路線と広域生活交通路線 1 路線とします。

※評価の対象期間はバス事業年度とします（前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日）。

※「③公共交通への公的資金投入額」は、国補助・道補助・沿線自治体補助の合算（＝赤字欠損額計）とします。

(2) 評価指標・目標値の設定理由

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により厳しい状況が続いている中で、広域交通の持続性を確保していくため、利用者数の増加及び収支率の改善を目指すとともに、路線の維持・確保を目的とした公的資金の投入額が増加に転じないよう、各種施策に取り組んでいきます。

3.3.2 数値目標の測定方法

- ☑ 3.3.2 では、3.3.1 で示した数値目標の測定方法を示します。

| 評価指標 | 測定方法 |
|------------------------|---|
| 住民等の広域交通の利用者数 | ・交通事業者からの資料提供 (毎年 6 月頃に前年度の輸送人員データを収集) |
| 公的資金が投入されている公共交通事業の収支率 | ・交通事業者からの資料提供 (毎年 6 月頃に前年度の経常収支データを収集) |
| 公共交通への公的資金投入額 | ・交通事業者からの資料提供 (毎年 6 月頃に前年度の公的資金投入額資料を収集) |

<参考：目標値の考え方について>

■ 基本的考え方

地域公共交通の利用者数や収支率については、今後見込まれる人口減少や新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化を鑑みると、新型コロナウイルス感染症等の影響以前の状況に一旦飛びに回復させることは難しいと考えています。そこで本計画の対象路線である広域交通における今後の数値目標の基本的考え方としては、「収支率を毎年1%ずつ回復させる（※）」ということを基準として、各種評価指標の数値目標を設定します。

※収支率毎年1%改善について

・「評価指標②：公的資金が投入されている公共交通事業の収支率」の目標値「毎年1%改善」は、平成29年6月12日・国土交通省自動車局旅客課からの通達（地域間幹線系統バス「生産性向上の取組」の進め方等について）において、地域間幹線系統バスの生産性向上に向けて1%以上の収支改善効果がある取組の実施が求められたことを踏まえて、その数値に倣い、1%を目標値として設定したものと なっています。

■ 公的資金が投入されている公共交通事業の収支率（指標②）

- ・基準となる現況値は令和3（2021）年の値を採用しています：36.9%
- ・ここから1年目の令和5（2023）年を37.9%とし、毎年1%改善として令和9（2027）年を41.9%に設定します。

■ 住民等の広域交通の利用者数（指標①）

- ・基準となる現況値は令和3（2021）年の値を採用しています：1,519千人
- ・指標②における分母である「経常費用」を固定とし、収支率が1%ずつ改善した場合の「経常収益」の改善率に基づいて、利用者数を算出しています。

（計算内容）

- ・現況値より収支率1%あたりの利用者数は・・・1,519千人÷36.9%≒41.1千人/％とします。
- ・この計算に基づいて「1%改善≒41.1千人増加」として令和9（2027）年の目標値を計算

■ 公共交通への公的資金投入額（指標③）

- ・基準となる現況値は令和3（2021）年の値を採用しています：700,486千円
- ・公的資金投入額は、通常、収支率の改善により減額されます。一方で、昨今の物価高や燃油価格の上昇などによる、運行キロ単価の増加、サービスの最適化等による総走行距離の減少など、数値に影響する要素が正負の双方ともに大きいことから、「これ以上負担を大きくしない」という考え方として、令和9（2027）年目標値を現状維持としています。

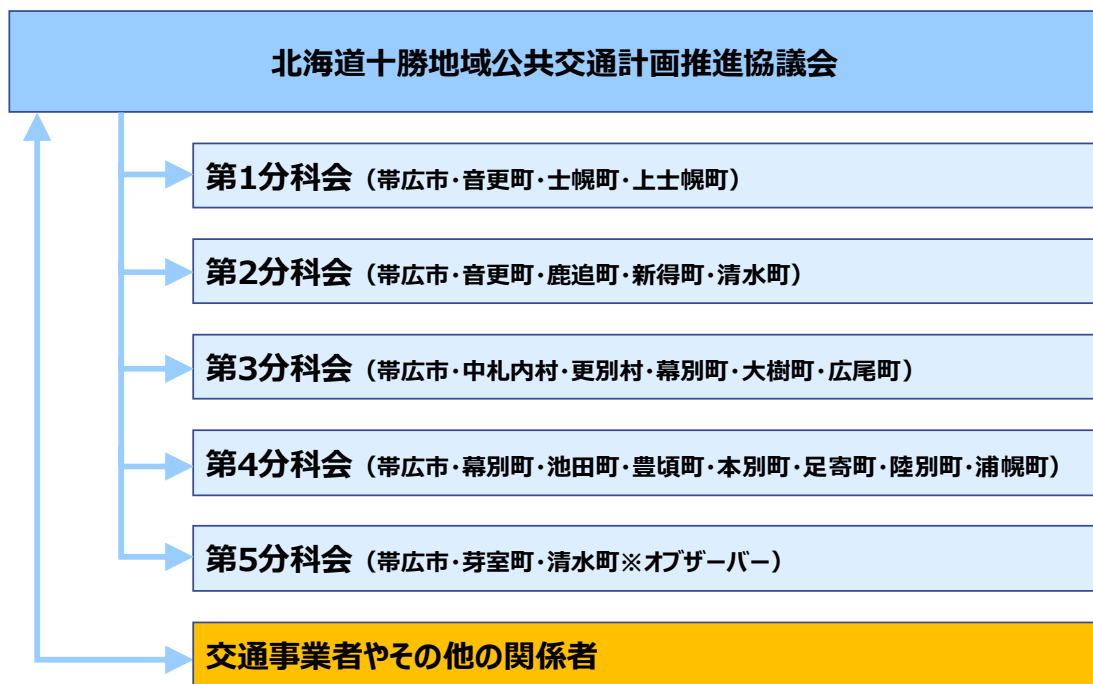
■ 実際の目標値計算

| | 項目 | 現況値 (R3) | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R5以降の計算 |
|---|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| A | 経常費用 (千円) | 1,170,259 | 1,170,259 | 1,170,259 | 1,170,259 | 1,170,259 | 1,170,259 | 固定とする |
| B | 経常収益 (千円) | 431,826 | 443,528 | 455,231 | 466,933 | 478,636 | 490,339 | A×② |
| ② | 収支率 (%) | 36.9 | 37.9 | 38.9 | 39.9 | 40.9 | 41.9 | 年1%増 |
| C | 利用者数/収支率 (千人/%) | 41.1 | 41.1 | 41.1 | 41.1 | 41.1 | 41.1 | 固定とする |
| ① | 利用者数 (千人) | 1,519 | 1,560 | 1,601 | 1,642 | 1,683 | 1,725 | ②×C |
| ③ | 公的資金投入額 (千円) | 700,486 | 700,486 | 700,486 | 700,486 | 700,486 | 700,486 | 現状維持 |

3.4 実施体制

3.4.1 計画推進状況の評価実施体制、評価、検証

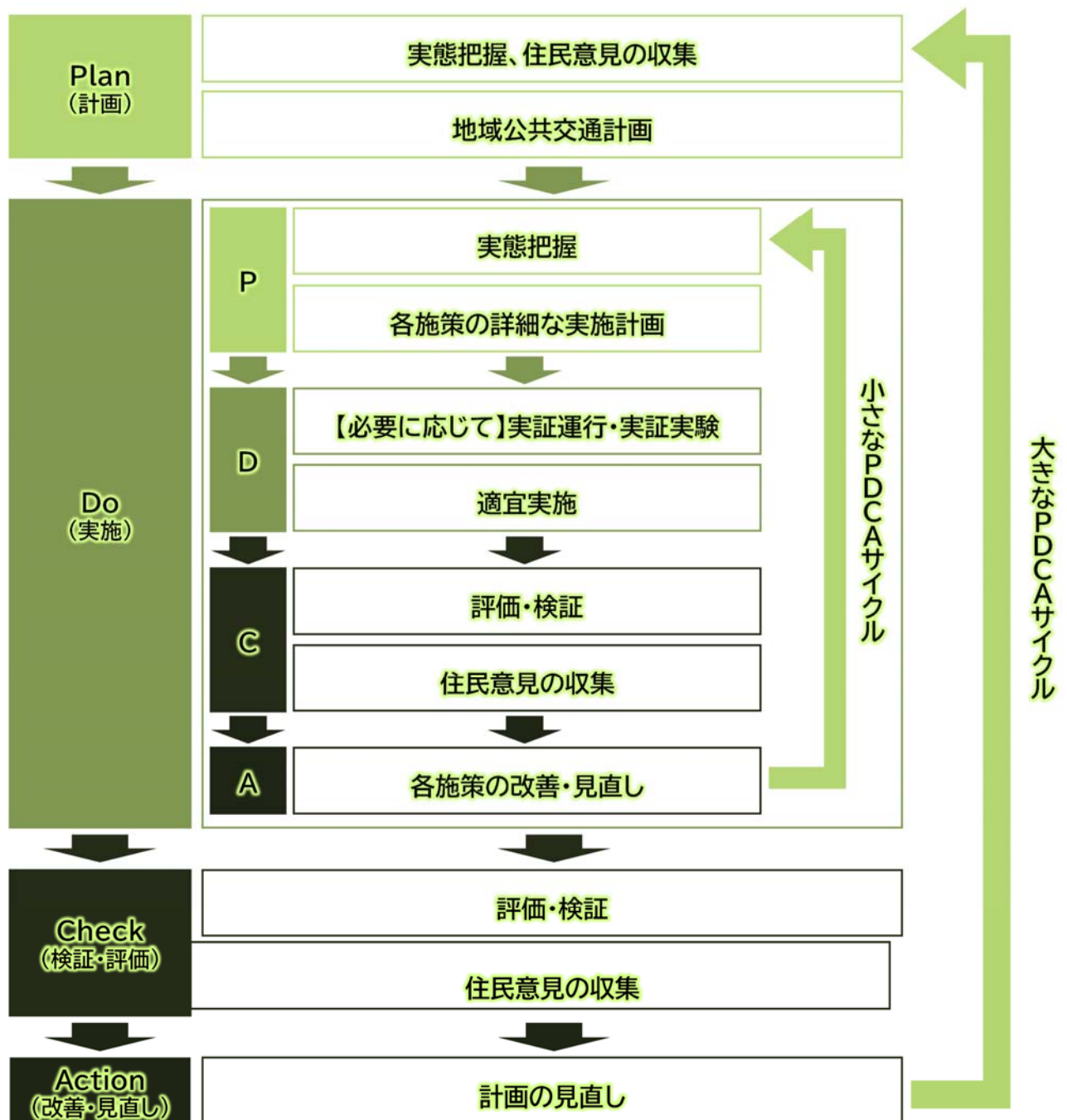
- ☒ 計画を着実に推進していくためには推進体制や評価体制等が必要となります。本計画の推進体制は、北海道十勝地域公共交通計画推進協議会を中心として、その分科会及びその構成員である管内自治体、そして交通事業者やその他の関係者により推進します。また、サービス提供側だけではなく、サービスを実際に利用する地域住民や目的地となる施設等とも連携して計画を推進します。



| 関係者 | 役割 | 内容 |
|---------|-----------|---------------------------------|
| 国・道・市町村 | 施策の検討・実施等 | 地域のニーズ把握、各種交通施策の実施、資金の調達等 |
| 交通事業者 | 安全な運行等 | 公共交通の安全な運行、運行実績等のモニタリングの協力等 |
| 地域住民 | 積極的な利用等 | 公共交通の積極的な利用、公共交通に対する改善策等の積極的な要望 |

3.4.2 評価・検証に向けた PDCA サイクルの構築

- ☒ 計画の推進にあたっては、計画期間（5年間）における施策実施状況や目標達成状況の評価・検証を行う「大きなPDCAサイクル」と、毎年のモニタリングを中心とした「小さなPDCAサイクル」を組み合わせることで、計画の達成に向けた継続的な改善を推進します。
- ☒ 「小さなPDCAサイクル」では、施策の目標値に対する実績の評価・検証を基に、施策の実施内容の改善・見直しを毎年行い、「大きなPDCAサイクル」では、施策に係る評価・検証を基に、必要に応じて計画全体の見直しを行います。



3.4.3 今後の協議会の開催スケジュール（案）

- ☒ 適切な施策実施及び計画推進に向けた継続的な PDCA サイクルを行うため、以下のスケジュールで「北海道十勝地域公共交通計画推進協議会」を開催します。
- ☒ なお、毎年 of 施策の評価・検証結果により、施策の改善や見直しが必要になった場合は、以下のスケジュールとは別に協議会を開催し協議を行うなど、柔軟な対応を行います。

| | | 事務局実施内容 | 協議会の開催 | |
|---|-----|--|--|------------------------------------|
| 令和5 (2023)年度 【計画1年目】 | 4月 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 目標値の検証に向けたデータ収集・住民意見の収集 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 住民意見及び評価・検証結果を踏まえた施策の改善・見直し </div> </div> | ●第1回（6月）：十勝地域公共交通計画策定 ：施策の決定 ●第2回（1月）：施策評価・見直し | 地域や交通の状況、目標値の検証状況等を踏まえて、必要に応じて追加開催 |
| | 7月 | | | |
| | 10月 | | | |
| | 1月 | | | |
| 令和6 (2024)年度 【計画2年目】 | 4月 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 目標値の検証に向けたデータ収集・住民意見の収集 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 住民意見及び評価・検証結果を踏まえた施策の改善・見直し </div> </div> | ●第1回（6月）：施策の決定 ●第2回（1月）：施策評価・見直し | 地域や交通の状況、目標値の検証状況等を踏まえて、必要に応じて追加開催 |
| | 7月 | | | |
| | 10月 | | | |
| | 1月 | | | |
| 令和7 (2025)年度 【計画3年目】 | 4月 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 目標値の検証に向けたデータ収集・住民意見の収集 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 住民意見及び評価・検証結果を踏まえた施策の改善・見直し </div> </div> | ●第1回（6月）：施策の決定 ●第2回（1月）：施策評価・見直し | 地域や交通の状況、目標値の検証状況等を踏まえて、必要に応じて追加開催 |
| | 7月 | | | |
| | 10月 | | | |
| | 1月 | | | |
| 令和8 (2026)年度 【計画4年目】 | 4月 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 目標値の検証に向けたデータ収集・住民意見の収集 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 住民意見及び評価・検証結果を踏まえた施策の改善・見直し </div> </div> | ●第1回（6月）：施策の決定 ●第2回（1月）：施策評価・見直し | 地域や交通の状況、目標値の検証状況等を踏まえて、必要に応じて追加開催 |
| | 7月 | | | |
| | 10月 | | | |
| | 1月 | | | |
| 令和9 (2027)年度 【計画5年目】 計画見直し年次 | 4月 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 目標値の検証に向けたデータ収集・住民意見の収集 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 住民意見及び評価・検証結果を踏まえた施策の改善・見直し </div> </div> | ●第1回（6月）：施策の決定 ●第2回（1月）：施策評価・見直し ：次期計画の承認 | 地域や交通の状況、目標値の検証状況等を踏まえて、必要に応じて追加開催 |
| | 7月 | | | |
| | 10月 | | | |
| | 1月 | | | |

巻末資料

1) 北海道十勝地域公共交通計画推進協議会規約

北海道十勝地域公共交通計画推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道十勝地域公共交通計画推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、北海道十勝総合振興局地域創生部長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

- (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (5) 協議会の解散に関する事項
- (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項

- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 協議会の会務を整理するため、幹事会に幹事長を置き、北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課主幹をもって充てる。
- 4 幹事会は、総会に提案する事項その他幹事長が必要と認めた事項を協議するものとする。
- 5 幹事長は、幹事会を招集する。
- 6 幹事長は、幹事会の開催の日時、場所及び幹事会で協議する事項をあらかじめ幹事に通知しなければならない。
- 7 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
- 8 幹事は、やむを得ない理由により幹事会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該幹事の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該幹事は、幹事会に出席したものとみなす。
- 9 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 10 第5項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により幹事会を招集することができないと幹事長が認めるときは、第4項に規定する事項について書面により幹事の意見を徴する方法により幹事会を行うことができる。この場合において、幹事長が指定する期日までに書面を提出した幹事の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の議決があったものとみなす。
- 11 幹事長は、幹事会の議決があった事項を速やかに協議会に報告しなければならない。
- 12 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

（分科会）

第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前2条の規定に準じて会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第 10 条 委員並びに第 6 条第 10 項の規定により総会に出席した者、第 7 条に規定する幹事会に出席した者及び第 8 条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課に置く。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課主幹をもって充てる。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 総会等の運営に関する業務
 - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務
 - (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第 12 条 協議会の経費は、補助金、負担金、繰越金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 13 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。

- 2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

(剰余金等の処理)

第 14 条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

- 2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第 15 条 協議会は、第 3 条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 7 日から施行する。

北海道十勝地域公共交通計画推進協議会分科会設置要綱

(目的)

第1条 北海道十勝地域公共交通計画推進協議会規約第8条の規定に基づき、分科会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第3条各号に定める事務について、北海道十勝総合振興局管内を別表の5つの地域に分け地域の実情を踏まえた検討を行う。

(分科会の出席者)

第3条 分科会の出席者は議題に応じ、北海道十勝地域公共交通計画推進協議会(以下「協議会」という。)の委員の中から協議会事務局長が指名する。

(会議)

第4条 分科会は協議会事務局長が招集する。

- 2 協議会事務局長は、必要があると認めるときは、第3条に規定された以外の者を分科会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 3 会議は非公開とする。

(事務局)

第5条 分科会の業務を処理するための事務局は、規約第11条の規定を準用する。

(報償費及び費用弁償)

第6条 分科会の出席者に係る報償費及び費用弁償は、規約第4条第2項の規定を準用する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会に関し、必要な事項は協議会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

別表

北海道十勝地域公共交通計画推進協議会分科会地域区分

| 名称 | 構成団体 |
|-------|-------------------------------------|
| 第1分科会 | 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町 |
| 第2分科会 | 帯広市、音更町、鹿追町、清水町、新得町 |
| 第3分科会 | 帯広市、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町 |
| 第4分科会 | 帯広市、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町、 豊頃町、浦幌町 |
| 第5分科会 | 帯広市、芽室町 |

3) 北海道十勝地域公共交通計画推進協議会 構成員 (第4条、第7条関係)

【北海道十勝地域公共交通計画推進協議会 構成員】

| 区分 | 組織名 | 職名等 | 構成員 | |
|----------|-------------------------------|------------------|-----|-----|
| | | | 協議会 | 幹事会 |
| 地方公共団体 | 北海道十勝総合振興局 | 地域創生部長 | 会長 | |
| | | 地域創生部地域政策課主幹 | ○ | 幹事長 |
| | 帯広市 | 都市環境部都市建築室都市政策課長 | ○ | ○ |
| | 音更町 | 企画財政部企画課長 | ○ | ○ |
| | 士幌町 | 地域戦略課長 | ○ | ○ |
| | 上士幌町 | 企画財政課長 | ○ | ○ |
| | 鹿追町 | 企画課長 | ○ | ○ |
| | 新得町 | 地域戦略室長 | ○ | ○ |
| | 清水町企 | 企画課長 | ○ | ○ |
| | 芽室町 | 政策推進課長 | ○ | ○ |
| | 中札内村 | 総務課長 | ○ | ○ |
| | 更別村 | 企画政策課長 | ○ | ○ |
| | 大樹町 | 企画商工課長 | ○ | ○ |
| | 広尾町 | 企画課長 | ○ | ○ |
| | 幕別町 | 住民福祉部防災環境課長 | ○ | ○ |
| | 池田町 | 企画財政課長 | ○ | ○ |
| | 本別町 | 企画財政課長 | ○ | ○ |
| | 足寄町 | 総務課長 | ○ | ○ |
| | 陸別町 | 総務課長 | ○ | ○ |
| | 豊頃町 | 企画課長 | ○ | ○ |
| 浦幌町 | まちづくり政策課長 | ○ | ○ | |
| 公共交通事業者等 | 十勝バス株式会社 | 事業本部長 | ○ | ○ |
| | 北海道拓殖バス株式会社 | 業務部長 | ○ | ○ |
| | 十勝地区バス協会 | 事務局 | ○ | |
| | 十勝地区ハイヤー協会 | 専務理事 | ○ | |
| | 北海道旅客鉄道株式会社釧路支社 | 次長(営業) | ○ | |
| 道路管理者 | 北海道開発局帯広開発建設部 | 道路計画課長 | ○ | |
| | 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部 | 事業室地域調整課長 | ○ | |
| 公安委員会 | 北海道釧路方面公安委員会 (北海道警察釧路方面本部) | 交通課課長補佐(規制) | ○ | |
| 北海道運輸局 | 帯広運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | ○ | ○ |
| その他 | 北海道開発局帯広開発建設部 | 地域振興対策室地域振興対策官 | ○ | |
| | 北海道エアポート(株)帯広空港事業所 | 管理部長 | ○ | |
| | 日本航空株式会社帯広支店 | 支店長 | ○ | |
| | 株式会社AIRDOマーケティング本部営業部道東営業支店 | 支店長 | ○ | |
| | 十勝観光連盟 | 事務局長 | ○ | |
| | 帯広観光コンベンション協会 | 事務局長 | ○ | |
| | 帯広商工会議所 | 産業振興部地域支援課長 | ○ | |
| | 北海道十勝管内商工会連合会 | 事務局長 | ○ | |
| | 十勝圏複合事務組合 | 事務局総務課長 | ○ | |

4) 協議会開催経緯

| 回数 | 開催方式 | 開催日時 | 開催内容 |
|--------|------|----------------------|--|
| 第1回協議会 | 書面開催 | 令和4(2022)年 6月7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道十勝地域公共交通計画推進協議会 規約(案)について ・令和4年度事業計画(案)について |
| 第2回協議会 | 対面開催 | 令和4(2022)年 6月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画(広域計画)の策定に向けた進め方等について |
| 第3回協議会 | 対面開催 | 令和4(2022)年 11月29日 | <ul style="list-style-type: none"> ・十勝地域公共交通計画(素案)の概要について ・十勝地域公共交通計画の進め方について ・北海道十勝地域公共交通計画推進協議会分科会設置要綱(案)について |
| 第1分科会 | 対面開催 | 令和5(2023)年 1月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・十勝地域公共交通計画(案)の作成に向けた施策等の記載内容の確認 |
| 第5分科会 | 対面開催 | 令和5(2023)年 1月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・十勝地域公共交通計画(案)の作成に向けた施策等の記載内容の確認 |
| 第3分科会 | 対面開催 | 令和5(2023)年 1月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・十勝地域公共交通計画(案)の作成に向けた施策等の記載内容の確認 |
| 第2分科会 | 対面開催 | 令和5(2023)年 1月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・十勝地域公共交通計画(案)の作成に向けた施策等の記載内容の確認 |
| 第4分科会 | 対面開催 | 令和5(2023)年 1月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・十勝地域公共交通計画(案)の作成に向けた施策等の記載内容の確認 |
| 第4回協議会 | 対面開催 | 令和5(2023)年 3月29日 | <ul style="list-style-type: none"> ・十勝地域公共交通計画(原案)について ・十勝地域公共交通計画の策定に向けた進め方について |

北海道十勝地域公共交通計画推進協議会
(事務局：北海道十勝総合振興局地域創生部)
〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
TEL：0155-66-9043 (直通) 内線：2179
FAX：0155-22-0185